

答申第 1169 号

諮詢第 1834 号

件名：個人情報の目的外利用に該当しない根拠文書等の不開示（不存在）決定
に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由に不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 2 月 20 日付けで行った開示請求に対し、知事が同年 3 月 3 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 本件開示請求書に記載されている地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者として、愛知県知事が委嘱した専門的人材である。

県は、この推進員活動の支援を、愛知県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）に委託しており、推進員への連絡や情報提供は、原則としてセンターから行っている。

イ 推進員への連絡や情報提供に必要となる、住所や個人メールアドレスなどの個人情報は、「推進員応募申込書」により推進員から県が提出を受けており、その際、「個人情報提供同意書」において「センターに対して、愛知県地球温暖化防止活動推進員応募申込書に記載した内容を提供すること。」についての同意を得ている。

- ウ また、センターにおいては、毎年新任の推進員を対象とした講習会を実施しており、例えば、令和5年3月の「愛知県地球温暖化防止活動推進員養成講習会」においては、メールによる情報提供として、愛知県、環境省等公表資料、センター以外の主催イベント案内、その他タイムリーな話題を送付することを説明する資料を配付している。
- エ 本件開示請求書に示された「アジア大会ボランティア協力要請通達文」とは、前記ウの情報提供の一環として令和7年2月にセンターが推進員の個人メールアドレスあてに送付した「愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会（以下「アジア大会」という。）」の開催に向けたボランティアの案内にかかる文書（以下「案内文」という。）である。
- オ また、愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）については開示請求日時点において既に廃止されているが、同条例の第7条第2項が個人情報の目的外利用に関する規定である。
- カ 以上を踏まえ、本件請求対象行政文書は、センターが案内文を推進員に送付したことが個人情報の目的外利用に該当しない根拠となる文書やその正当性を示す文書であると解した。

（2）本件請求対象文書の存否について

推進員に対してアジア大会のボランティアの案内をすることとなった経緯については、①愛知県スポーツ局長、愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局長、愛知県人事局長連名で、各局長あて大会開催に向けた人員確保の協力依頼があり、②環境局主管課である環境局環境政策課（以下「環境政策課」という。）から主務課である同局地球温暖化対策課（以下「地球温暖化対策課」という。）に対し、各課所管の関係団体に向けたボランティアの確保への協力依頼文書送付の依頼が発出され、③地球温暖化対策課調整・企画グループで協力依頼文書（ボランティア案内文書）の送付先を検討した結果、センターに送付することを決めたものである。

③の地球温暖化対策課調整・企画グループにおける文書送付先の検討、決定において、起案者及び決裁者は、推進員がボランティアとして活動を行っていること、イベント等で啓発活動を行っていることから、アジア大会のボランティア経験が今後の推進員活動にも役立つと考え、興味があれば任意で申込をしてもらえば良いと考えたものではあるが、この点について、本件請求対象文書に合致するような文書を作成した経緯はなく、文書送付の決裁では、環境政策課からの依頼を受け、センターに文書を送付して良いかという点のみを諮詢している。仮に個人情報を外部に提供するにあたり、法令に基づく目的外利用に該当するか否かを確認する必要があるような疑義のある場合であれば文書を作成することも考えられるが、本件については、センターへ新たに個人情報を提供したものではなく、センターから推進員へ、利用目的の範囲内での情報提供の一環としてなされる

ものであることから、個人情報の適切な利用・提供であるかに関する文書を作成していない。

そもそも外部に文書送付をする場合、個人情報の取り扱いも含め、法令を遵守すべきことは言うまでもなく、全ての法令に適合していることについて、決裁に逐一根拠資料を添付するものではないことから、本件事案に目的外利用に該当しないことを証明する文書がない状況は、審査請求人の主張するような不自然で隠蔽や管理不備が疑われるような状況ではない。

そのため、審査請求書において、「通達文が実際に送付された事実があれば、その利用が個人情報の目的外利用に該当しないとする根拠文書がある」とする審査請求人の主張には妥当性がない。

(3) 本件不開示決定通知書における理由付記について

審査請求人は、審査請求書において、「本件行政文書不開示決定処分において、条例第11条第2項は「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」を不開示の理由とするが、具体的な不存在理由が明示されていないことから、処分の理由に誤りがある」旨を主張している。また、審査請求書において、「具体的にどの文書が存在しないのか、なぜ存在しないのか説明がない」旨を主張している。

このことについて、本件不開示決定通知書には、作成していない文書を具体的に記載するほか、開示しないこととした根拠規定だけではなく、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため。」として当該規定を適用する理由も記載されており、理由付記は適法に行われている。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、センターが案内文を推進員に送付したことが個人情報の目的外利用に該当しない根拠となる文書やその正当性を示す文書であると解される。

(2) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、推進員への応募に際しては、申込書に記載した内容をセンターに情報提供することについての同意書を取得し、その後にセンターが実施する推進員を対象とした講習会において、推進員に対してメールによる情報提供を行う旨を説明しているところ、案内文の送付は、センターへ新たに個人情報を提供したものではなく、センターから推進員へ、利用目的の範囲内での情報提供の一環としてなされたものであるとのことである。

また、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、外部に文書送付をする場合の決裁に、逐一全ての法令に適合していることについて

の根拠資料を添付するものではないことから、案内文をセンターに送付するに当たっての決裁文書に、目的外利用に該当しないなど、推進員に対してアジア大会のボランティアの案内をすることを正当化するような記載等はしておらず、本件請求内容に合致するような行政文書は作成又は取得していないとのことである。

当審査会において検討したところ、本件請求対象文書の存在をうかがわせる事情は認められず、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(3) 理由付記について

当審査会において、本件不開示決定通知書の記載内容を確認したところ、不開示とした根拠規定のほか、当該規定を適用する理由についても審査請求人において了知し得る程度に示されており、本件不開示決定にかかる理由付記に不備があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

令和 7 年 2 月付で愛知県環境局長名で地球温暖化防止活動推進員に送られた
アジア大会ボランティア協力要請通達文が、個人情報の目的外利用に該当しない
根拠文書。アジア大会関連利用の正当化文書、愛知県個人情報保護条例第 7
条第 2 項適合を示す文書。

(審査会の処理経過)

年　月　日	内　容
7 . 6 . 10	諮詢（弁明書の写しを添付）
7 . 6 . 16	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
7 . 10 . 23 (第 714 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同　　日	審議
7 . 11 . 27 (第 716 回審査会)	審議
7 . 12 . 23	答申